

大阪市告示第28号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和8年1月9日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店舗名	所在地		変更年月日
大阪シティ 信用金庫	道明寺支店	変更前	〒583-0011 藤井寺市沢田3丁目6番39号	令和8年 2月2日
		変更後	〒583-0006 藤井寺市国府1丁目2番2号	

（会計室会計管理担当）